

奈良市予防接種健康被害調査委員会の概要

| | |
|-----------|--|
| | 奈良市予防接種健康被害調査委員会 |
| 設置目的・担当事項 | 予防接種法第5条及び第6条の規定に基づき実施した予防接種による健康被害の発生に際し、当該事例について、医学的な見地から調査及び審議を行う |
| 設置根拠法令等 | 奈良市附属機関設置条例 |
| 設置年月日 | 昭和61年5月1日 |
| 委員数 | 5人以内 |
| 任期 | 委嘱又は任命の日から市長の諮問に係る調査審議が終了するまで |
| 委員構成 | 奈良市医師会に属する会員、奈良県知事が推薦した専門医師、奈良市保健所長 |
| 公開・非公開の別 | 非公開 |
| 担当課 | 健康医療部新型コロナウイルスワクチン接種推進課 及び健康増進課 |